

平成 22 年度政策評価実施結果報告書

～ 国家公安委員会・警察庁における政策評価の結果及びこれらの結果の政策への反映状況～

平成 23 年 7 月

国家公安委員会・警察庁

目 次

1	政策評価に関する計画の策定状況	1
2	政策評価の実施状況等の概要（総括表）	3
3	評価対象政策の一覧	
(1)	事前評価	
ア	規制の事前評価	4
イ	租税特別措置等に係る政策の事前評価	4
(2)	事後評価	
ア	実績評価方式	4
イ	総合評価方式	6
ウ	事業評価方式	6
4	政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）	
(1)	事前評価	8
(2)	事後評価	9

別添 政策体系（国家公安委員会・警察庁）

1 政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成20年12月25日策定） 平成22年7月8日改訂		
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	平成21年1月1日から24年3月31日まで	
	2 事前評価の対象等	<p>政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。</p> <p>事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。</p> <p>評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。</p>	
	3 事後評価の対象等	<p>政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。</p> <p>実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を選択した上で実施する。</p> <p>事業評価方式：既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため実施する。</p> <p>総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの <p>計画期間内に対象とする政策：17政策</p>	
	4 政策評価の結果の政策への反映	政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。	
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課（以下、「総務課」という。）とする。また、警察庁ウェブサイトにも国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。</p> <p>国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。</p>	
実施計画の名称	平成22年度政策評価の実施に関する計画（平成22年3月18日策定）		
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>実績評価：</p> <p>(1) 平成21年1月から22年3月までの間を評価期間とする8の基本目標と30の業績目標について評価書を作成。</p> <p>(2) 平成22年度を評価期間とする7の基本目標と29の業績目標について評価を実施（23年度に評価書を作成）。</p> <p>事業評価：2つの規制について評価書を作成（2</p>	

		つの事業及び11の規制について平成23年度に評価書を作成)。 総合評価：1つの行政課題について評価書を作成(1つの行政課題について平成23年度に評価書を作成)。
	2 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	3 その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

(注) このほか、7の基本目標と29の業績目標について定めた「平成22年度実績評価計画書」(平成22年3月)を策定している。

2 政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数				
事前評価	事業評価方式：4件 (規制)〔表3-1〕	規制の新設は妥当	4	評価結果を踏まえ、新規規制を 内容の一部とする改正法案を国 会へ提出	2			
				評価結果を踏まえ、新規規制を 内容の一部とする政令を制定	2			
	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表3-2〕	必要性等は認め られる	1	評価結果を踏まえ、税制改正要 望を提出	1			
事後 評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式：30件 〔表3-3〕 { 7の基本目標と 29の業績目標 } 〔表3-4〕	達成	7	1 評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた (進める予定) 【引き続き推進】	29		
			おおむね達成	18	概算要求に反映	25		
					機構・定員要求に反映	19		
					機構要求に反映	5		
		定員要求に反映	18					
		達成が十分とは 言い難い	5	2 評価結果を踏まえ、当該政策 を廃止、休止又は中止した(廃 止、休止又は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	1			
		総合評価方式：1つ の行政課題 〔表3-5〕 { 総合評価方式：1 つの行政課題 } 〔表3-6〕	これまでの取組 を引き続き進め る	1	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進める 予定) 【引き続き推進】	1		
							概算要求に反映	1
							機構・定員要求に反映	1
							機構要求に反映	1
定員要求に反映	1							
事業評価方式：2件 (規制)〔表3-7〕 { 事業評価方式：13 件 } (規制)〔表3-8〕 (事業)〔表3-9〕	新設された規制 は妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた	2				
未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし	-	-	-	-			
未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	該当する政策なし	-	-	-	-			
その他の 政策 (法第7条第2項 第3号)	該当する政策なし	-	-	-	-			

3 評価対象政策の一覧

(1) 事前評価

ア 規制の事前評価

規制の新設又は改廃に係る以下の2政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年5月27日及び23年3月9日に「規制の事前評価書」として公表した。

表3-1 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正
1	店舗型性風俗特殊営業として規制される営業への「出会い系喫茶営業」の追加
2	ラブホテル等営業として規制される営業の範囲の拡大
	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正
3	犯罪による収益の移転防止に関する法律の規制対象となる事業者の追加
4	規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加

イ 租税特別措置等に係る政策の事前評価

租税特別措置等に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月19日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表した。

表3-2 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	捜査特別報奨金の非課税

(2) 事後評価

ア 実績評価方式

所掌する全ての政策について、別添のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施している。

実績評価方式を用いて、「平成21年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の8の基本目標と30の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成22年7月8日に「平成21年度実績評価書」として公表した。

表3-3 実績評価方式により事後評価した政策

評価対象政策		評価結果の反映状況
基本目標1 市民生活の安全と平穩の確保		
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動の強化	引き続き推進
3	少年非行の防止	引き続き推進
4	犯罪等からの少年の保護	引き続き推進
5	良好な生活環境の保持	引き続き推進
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	引き続き推進
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	引き続き推進
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進		
8	重要犯罪に係る捜査の強化	引き続き推進
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化	引き続き推進
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	引き続き推進
11	振り込め詐欺(恐喝)等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強	引き続き推進

	化	
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進	引き続き推進
13	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施	引き続き推進
基本目標 3 組織犯罪対策の強化		
14	暴力団の存立基盤の弱体化	引き続き推進
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	引き続き推進
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	引き続き推進
17	来日外国人犯罪対策の強化	引き続き推進
18	犯罪収益対策の推進	引き続き推進
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保		
19	歩行者・自転車利用者の安全確保	引き続き推進
20	高齢運転者による交通事故の防止	引き続き推進
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	引き続き推進
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	引き続き推進
23	道路交通環境の整備	引き続き推進
基本目標 5 国の公安の維持		
24	重大テロ事案等の予防鎮圧	引き続き推進
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	引き続き推進
26	警備犯罪取締りの的確な実施	引き続き推進
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	引き続き推進
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実		
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	引き続き推進
基本目標 7 安心できるIT社会の実現		
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	引き続き推進
基本目標 8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上		
30	警察行政の電子化の推進	廃止、休止、中止

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 7 の基本目標と 29 の業績目標について評価を実施中である（平成 23 年度中に公表予定）。

表 3 - 4 実績評価方式により評価実施中の政策

評価対象政策		
基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保		
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	
3	少年非行の防止	
4	犯罪等からの少年の保護	
5	良好な生活環境の保持	
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	
基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進		
8	重要犯罪に係る捜査の強化	
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化	
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	
11	振り込め詐欺（恐喝）の捜査活動及び予防活動の強化	
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進	
13	被疑者取調べの適正化の更なる推進	
基本目標 3 組織犯罪対策の強化		
14	暴力団の存立基盤の弱体化	
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	
17	来日外国人犯罪対策の強化	

18	犯罪収益対策の推進
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保	
19	歩行者・自転車利用者の安全確保
20	高齢運転者による交通事故の防止
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
23	道路交通環境の整備
基本目標 5 国の公安の維持	
24	重大テロ事案等の予防鎮圧
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
26	警備犯罪取締りの的確な実施
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実	
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標 7 安心できるIT社会の実現	
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

イ 総合評価方式

総合評価方式を用いて、「平成 22 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 つの行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 9 月 2 日に「総合評価書 警察改革の推進」として公表した。

表 3 - 5 総合評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	警察改革の推進	引き続き推進

総合評価方式を用いて、「平成 21 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 1 つの行政課題を対象として評価を実施中である（平成 23 年度中に公表予定）。

表 3 - 6 総合評価方式により評価実施中の政策

	評価対象政策
1	振り込め詐欺対策の推進

ウ 事業評価方式

事業評価方式を用いて、「平成 22 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 2 つの規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 3 月 31 日に「事業評価書 警備業法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 244 号）により新設された規制」として公表した。

表 3 - 7 事業評価方式により事後評価した政策（規制）

	評価対象政策	評価結果の反映状況
警備業法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 244 号）により新設された規制		
1	警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手續	引き続き推進
2	登録講習機関の登録の有効期間を 3 年とする	引き続き推進

事業評価方式を用いて、「平成 22 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の

11の規制を対象として評価を実施中である（平成23年度中に公表予定）。

表3-8 事業評価方式により評価実施中の政策（規制）

評価対象政策	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）により新設された規制	
1	風俗営業の許可の欠格事由等の追加
2	風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け
3	性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出受理書の備付け及び提示義務
4	デリバリーヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加
5	受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用
6	警察職員による立入りの対象施設にデリバリーヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加
7	客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止
8	性風俗関連特殊営業を営む者による住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第369号）により新設された規制	
9	接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成18年法律第41号）により新設された規制	
10	準空気銃の所持の禁止
11	猟銃の所持許可の欠格事由の追加

事業評価方式を用いて、「平成22年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の2つの事業を対象として評価を実施中である（平成23年度中に公表予定）。

表3-9 事業評価方式により評価実施中の政策（事業）

評価対象政策	
1	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施
2	指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業

4 国家公安委員会・警察庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

（1）事前評価

表4 - 1 規制を対象として事前評価した政策

	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	店舗型性風俗特殊営業として規制される営業への「出会い系喫茶営業」の追加	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、平成22年7月9日、当該規制の新設を内容の一部とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令」を制定した。
2	ラブホテル等営業として規制される営業の範囲の拡大	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、平成22年7月9日、当該規制の新設を内容の一部とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令」を制定した。
3	犯罪による収益の移転防止に関する法律の規制対象となる事業者の追加	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案」を第177回通常国会へ提出した。
4	規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案」を第177回通常国会へ提出した。

表4 - 2 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	捜査特別報奨金の非課税	<p>捜査特別報奨金制度（広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、情報の提供者に対し、検挙等への寄与の度合いに応じて報奨金を支払う制度。平成19年4月から運用。）による情報提供を更に促進するとともに、報奨金受領者が得られる金額を増加させ、かつ受領者に関する保秘を徹底するため、報奨金に対する課税（所得税及び個人住民税）を非課税とする税制改正要望を提出した。</p> <p>平成22年9月、本政策をより効果的に実施するため、懸賞金額の増額等を内容とする「捜査特別報奨金取扱要綱」（平成22年9月27日付け警察庁乙刑発第10号ほか別添）を制定した。</p> <p>本政策は、平成22年11月、税制調査会による評価の結果、D評価（認められない）を受け、平成23年度における租税特別措置の対象とはならなかった。</p> <p>なお、本制度による報奨金経費として、平成19年度以降、毎年度100万円を概算要求しており、平成23年度予算においても100万円を概算要求した。</p>

(2) 事後評価

表 4 - 3 実績評価方式により事後評価した政策

	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	<p>【引き続き推進】</p> <p>犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくりのための経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 街頭防犯カメラ整備パイロット事業 平成23年度概算要求：507百万円 (23年度予算：121百万円 [新規]) ・ 防犯ボランティア支援事業の推進 平成23年度概算要求：11百万円 (23年度予算：7百万円 [新規]) ・ 子ども女性安全対策班の資料収集活動用資機材の整備 平成23年度概算要求：1百万円 (23年度予算：1百万円 [22年度予算：1百万円]) <p>平成23年度において、ストーカー対策の更なる強化のための職員を増員した。</p>
2	地域警察官による街頭活動の強化	<p>【引き続き推進】</p> <p>地域警察官による街頭活動の強化に必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域警察官の防弾資機材等の整備 平成23年度概算要求：920百万円 (23年度予算：831百万円 [22年度予算：459百万円]) <p>平成23年度において、初動警察通信活動強化のための職員を増員した。</p>
3	少年非行の防止	<p>【引き続き推進】</p> <p>少年非行の防止を推進するための経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少年非行防止資料等の作成 平成23年度概算要求：4百万円 (23年度予算：4百万円 [22年度予算：4百万円]) ・ 非行少年を生まない社会づくりの推進 平成23年度概算要求：16百万円 (23年度予算：16百万円 [新規]) <p>非行集団等の取締り及び街頭補導活動の強化、少年の特性や少年審判の特質を踏まえた少年事件捜査・調査が行われるよう指導を行うこととした。また、非行少年を生まない社会づくりを推進し、少年の規範意識を醸成するための非行防止教室等の開催、少年の居場所づくりのほか、問題を抱えた個々の少年に対して警察から手を差し伸べる立ち直り支援を推進するなどの取組を強化している。</p> <p>平成23年度地方財政計画において、スクールサポーターの導入に要する経費が容認された。</p>
4	犯罪等からの少年の保護	<p>【引き続き推進】</p> <p>犯罪等からの少年の保護を推進するための経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ C S E C 東南アジア国外犯情報交換会議の開催 平成23年度概算要求：4百万円 (23年度予算：4百万円 [22年度予算：5百万円]) ・ 児童ポルノ対策の推進 平成23年度概算要求：15百万円 (23年度予算：15百万円 [22年度予算：27百万円]) ・ 被害少年サポーター謝金等 平成23年度概算要求：104百万円

		<p>(23年度予算：104百万円 [22年度予算：105百万円]) 平成23年度において、児童ポルノ対策の更なる強化のための職員を増員した。 児童買春、児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯の取締りを強化するとともに、被害少年に対して少年サポートセンターが中心となり、少年補導職員等による継続的なカウンセリングを行うなどの支援を実施している。 犯罪対策閣僚会議で決定された「児童ポルノ排除総合対策」及び警察庁が策定した「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」に基づき、児童ポルノの根絶に向けた総合的な対策を推進している。</p>
5	良好な生活環境の保持	<p>【引き続き推進】 良好な生活環境の保持のため、下記の経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供や女性を守るための匿名通報事業の実施 平成23年度概算要求：16百万円 (23年度予算：16百万円 [22年度予算：21百万円]) ・ 人身取引事犯に対するコンタクトポイント会議の開催 平成23年度概算要求：2百万円 (23年度予算：2百万円 [22年度予算：2百万円]) ・ 人身取引被害申告票の作成 平成23年度概算要求：1百万円 (23年度予算：1百万円 [22年度予算：1百万円]) ・ わいせつ事犯取締用資機材の整備 平成23年度概算要求：4百万円 (23年度予算：4百万円 [新規]) ・ 保安関係執務資料 平成23年度概算要求：2百万円 (23年度予算：2百万円 [22年度予算：2百万円])
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	<p>【引き続き推進】 平成23年度において、生活経済事犯に係る分析業務を強化するための職員を増員した。</p>
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	<p>【引き続き推進】 平成23年度において、生活経済事犯に係る分析業務を強化するための職員を増員した。(No. 6と同じ。)</p>
8	重要犯罪に係る捜査の強化	<p>【引き続き推進】 引き続き重要犯罪に係る捜査の強化を図るために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死因究明制度の整備に向けた研究会等に要する経費 平成23年度概算要求：8百万円 (23年度予算：8百万円 [新規]) ・ 警察における死因究明に関する取組の推進 平成23年度概算要求：1,684百万円 (23年度予算：1,684百万円 [22年度当初予算：1,647百万円、22年度補正予算(第1号)：341百万円]) ・ 自動車ナンバー自動読取システムの更新・拡充 平成23年度概算要求：99百万円 (23年度予算：99百万円 [22年度予算：69百万円]) ・ DNA型鑑定基盤の強化 平成23年度概算要求：2,564百万円 (23年度予算：2,540百万円 [22年度予算：1,674百万円]) <p>平成23年度において、DNA型鑑定及びデータベースの適正運用・効果的活用の推進に関する取組の強化のための機構(刑事局DNA型鑑識官)を新設した。 平成23年度において、DNA型鑑定及びデータベースの運用・活用</p>

		<p>に関する指導体制の強化のための機構（刑事局DNA型鑑定指導官）を新設した。</p> <p>平成23年度において、公訴時効廃止等に伴う重要事件捜査の指導強化のための職員を増員した。</p> <p>平成23年度において、検視指導体制強化のための職員を増員した。</p> <p>平成23年度において、DNA型鑑定記録・鑑定資料の適切な取扱いの徹底を図るための職員を増員した。</p> <p>平成23年度において、公訴時効の廃止に伴う捜査体制の整備のため、地方警察官を増員した。</p> <p>平成23年度において、一層緻密かつ適正な死体取扱業務を推進するための体制強化のため、地方警察官を増員した。</p>
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化	<p>【引き続き推進】</p> <p>引き続き重要窃盗犯に係る捜査の強化を図るために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車ナンバー自動読取システムの更新・拡充 平成23年度概算要求：99百万円 （23年度予算：99百万円〔22年度予算：69百万円〕） DNA型鑑定基盤の強化 平成23年度概算要求：2,564百万円 （23年度予算：2,540百万円〔22年度予算：1,674百万円〕） <p>平成23年度において、DNA型鑑定及びデータベースの適正運用・効果的活用の推進に関する取組の強化のための機構（刑事局DNA型鑑識官）を新設した。</p> <p>平成23年度において、DNA型鑑定及びデータベースの運用・活用に関する指導体制の強化のための機構（刑事局DNA型鑑定指導官）を新設した。</p> <p>平成23年度において、DNA型鑑定記録・鑑定資料の適切な取扱いの徹底を図るための職員を増員した。</p>
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	<p>【引き続き推進】</p> <p>引き続き政治・行政・経済の構造的不正の追及を強化していくために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17回統一地方選挙違反取締りに要する経費 平成23年度概算要求：81百万円 （23年度予算：81百万円〔新規〕） 知能犯罪ワーキンググループに要する経費 平成23年度概算要求：2百万円 （23年度予算：2百万円〔新規〕） 捜査員の研修に係る経費 平成23年度概算要求：25百万円 （23年度予算：25百万円〔22年度予算：25百万円〕）
11	振り込め詐欺(恐喝)等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化	<p>【引き続き推進】</p> <p>引き続き振り込め詐欺(恐喝)等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動を強化していくために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 振り込め詐欺撲滅に向けた諸対策の推進に係る経費 平成23年度概算要求：2百万円 （23年度予算：2百万円〔22年度予算：2百万円〕） 捜査員の研修に係る経費 平成23年度概算要求：1百万円 （23年度予算：1百万円〔22年度予算：1百万円〕） <p>平成23年度において、振り込め詐欺等匿名性の高い知能犯罪対策強化のための機構（特殊詐欺対策室）を新設した（振り込め詐欺対策官の振替）。</p>
12	科学技術を活用した捜査	<p>【引き続き推進】</p>

	の更なる推進	<p>引き続き科学技術を活用した捜査を推進していくために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DNA型鑑定基盤の強化 平成23年度概算要求：2,564百万円 (23年度予算：2,540百万円 [22年度予算：1,674百万円]) ・ 第一線警察における科学捜査力の強化 平成23年度概算要求：7百万円 (23年度予算：7百万円 [22年度予算：13百万円]) <p>平成23年度において、DNA型鑑定及びデータベースの適正運用・効果的活用の推進に関する取組の強化のための機構(刑事局DNA型鑑識官)を新設した。</p> <p>平成23年度において、DNA型鑑定及びデータベースの運用・活用に関する指導体制の強化のための機構(刑事局DNA型鑑定指導官)を新設した。</p> <p>平成23年度において、DNA型鑑定記録・鑑定資料の適切な取扱いの徹底を図るための職員を増員した。</p> <p>平成23年度において、微細証拠物件鑑定への植物DNA型分析の応用に関する研究のための職員を増員した。</p>
13	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施	<p>【引き続き推進】</p> <p>平成23年3月31日、都道府県警察等を対象とする実地点検及び指導(以下「指導等」という。)の実施要領等を国家公安委員会規則に明記するため、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の一部を改正する規則」(平成23年3月31日国家公安委員会規則第4号)を制定するとともに、指導等の実施細目を明記した「被疑者取調べ適正化のための監督に係る点検及び指導に関する実施細目」(平成23年警察庁訓令第3号)を制定した。</p>
14	暴力団の存立基盤の弱体化	<p>【引き続き推進】</p> <p>暴力団犯罪の取締りや社会全体での暴力排除活動を推進するために要する経費を予算措置した。</p> <p>平成23年度概算要求：104百万円 (23年度予算：36百万円 [22年度当初予算：32百万円、22年度補正予算(第1号):67百万円])</p> <p>平成23年度において、暴力団との関係遮断を推進する企業の安全確保や各種業・取引からの暴力団排除を強化するための職員を増員した。</p>
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	<p>【引き続き推進】</p> <p>薬物犯罪の取締りの強化に要する経費を予算措置した。</p> <p>平成23年度概算要求：8百万円 (23年度予算：8百万円 [22年度予算：2百万円])</p> <p>平成23年度において、薬物密輸ブローカーを追跡するための職員を増員した。</p>
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	<p>【引き続き推進】</p> <p>銃器犯罪の取締りの強化に要する経費を予算措置した。</p> <p>平成23年度概算要求：13百万円 (23年度予算：13百万円 [22年度予算：20百万円])</p>
17	来日外国人犯罪対策の強化	<p>【引き続き推進】</p> <p>外国治安機関との連携強化に要する経費を予算措置した。</p> <p>平成23年度概算要求：850百万円 (23年度予算：758百万円 [22年度予算：797百万円])</p> <p>平成23年度において、犯罪のグローバル化対策を推進するための職</p>

		員を増員した。
18	犯罪収益対策の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p>犯罪収益対策の強化に要する経費を予算措置した。</p> <p>平成23年度概算要求：14百万円 （23年度予算：14百万円 [22年度予算：19百万円] ）</p> <p>平成23年度において、疑わしい取引に関する情報の分析を高度化するための職員を増員した。</p>
19	歩行者・自転車利用者の安全確保	<p>【引き続き推進】</p> <p>歩行者・自転車利用者の交通ルール遵守等に係る対策を推進することにより、歩行者・自転車利用者の安全確保を図るために必要な経費を予算措置した。</p> <p>平成23年度概算要求：13百万円 （23年度予算：13百万円 [22年度予算：9百万円] ）</p>
20	高齢運転者による交通事故の防止	<p>【引き続き推進】</p> <p>高齢運転者の安全運転に係る対策を推進することにより、高齢運転者による交通事故の防止を図るために必要な経費を予算措置した。</p> <p>平成23年度概算要求：4百万円 （23年度予算：4百万円 [22年度予算：6百万円] ）</p> <p>講習予備検査等の高齢運転者の安全運転継続に係る施策を推進することにより、高齢運転者による交通事故の防止を図るために必要な経費を予算措置した。</p> <p>平成23年度概算要求：15百万円 （23年度予算：15百万円 [22年度予算：10百万円] ）</p>
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	<p>【引き続き推進】</p> <p>飲酒運転を始めとする悪質・危険運転者対策を推進するため、悪質・危険運転の取締りに必要な経費を予算措置した。</p> <p>平成23年度概算要求：373百万円 （23年度予算：328百万円 [22年度予算：310百万円] ）</p> <p>平成23年度において、交通事故捜査支援・解析の推進強化のための職員を増員した。</p>
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	<p>【引き続き推進】</p> <p>都道府県警察に対して、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、衝撃実験等の映像等を活用したシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用による被害軽減効果の理解を促進させる交通安全教育・広報啓発活動の効果的な実施を指示した。</p>
23	道路交通環境の整備	<p>【引き続き推進】</p> <p>道路交通環境の整備を推進するため、特定交通安全施設等整備事業に必要な経費を予算措置した。</p> <p>平成23年度概算要求：19,175百万円 （23年度予算：15,229百万円 [22年度予算：20,515百万円] ）</p>
24	重大テロ事案等の予防鎮圧	<p>【引き続き推進】</p> <p>重大テロ事案等の予防鎮圧を図る必要があることから、的確な警備措置を推進するため、テロ対策装備資機材の整備等に係る経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大テロ等対策用資機材の整備に要する経費 <p>平成23年度概算要求：447百万円 （23年度予算：13百万円 [22年度当初予算：1,170百万円、22年度</p>

		<p>補正予算（第1号）：433百万円〕</p> <p>平成23年度において、爆発物の原料となり得る化学物質の管理者対策強化のための職員を増員した。</p> <p>平成23年度において、重大テロ事案等の予防鎮圧のための職員を増員した。</p>
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	<p>【引き続き推進】</p> <p>大規模自然災害等の重大事案に的確に対処する必要があることから、救出救助用装備資機材の整備等大規模自然災害に対する警備措置を推進するために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害対策用資機材の整備に要する経費 平成23年度概算要求：197百万円 （23年度予算：なし〔22年度当初予算：252百万円、22年度補正予算（第1号）：197百万円〕）
26	警備犯罪取締りの的確な実施	<p>【引き続き推進】</p> <p>警備犯罪取締りを的確に実施する必要があることから、これに必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 執務資料（右翼テロ対策）の作成 平成23年度概算要求：1百万円 （23年度予算：1百万円〔22年度予算：2百万円〕） 爆発物を使用した「テロ、ゲリラ」事件の捜査に要する経費 平成23年度概算要求：1百万円 （23年度予算：1百万円〔22年度予算：1百万円〕） 極左事件関連資料のデータ移行に要する経費 平成23年度概算要求：6百万円 （23年度予算：6百万円〔新規〕） <p>平成23年度において、情報収集・取締り強化のための職員を増員した。</p>
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	<p>【引き続き推進】</p> <p>グローバルな情報収集・分析機能の強化により諜報・国際テロ等を未然に防止し、これらの事案に的確に対処する必要があることから、これに必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国治安情報機関等との情報交換等のための各種会議の開催 平成23年度概算要求：15百万円 （23年度予算：15百万円〔22年度予算：18百万円〕） <p>平成23年度において、国内外における情報収集・分析機能強化のための職員を増員した。</p> <p>平成23年度において、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを強化するための機構（不正輸出対策官）を新設した。</p>
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	<p>【引き続き推進】</p> <p>評価結果を踏まえ、引き続き犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実を図るために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害給付金 平成23年度概算要求：1,809百万円 （23年度予算：1,809百万円〔22年度予算：1,809百万円〕） 身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給 平成23年度概算要求：36百万円

		(23年度予算：36百万円[22年度予算：43百万円]) カウンセリング体制の強化のための職員を増員した。
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	<p>【引き続き推進】</p> <p>サイバー犯罪の取締り及び抑止のための活動を強化するとともに、電子機器等を解析する能力の強化、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジックに係る取組の強化により効果的かつ効率的な技術支援を行っていくほか、サイバーテロ対策の底上げ及びサイバーテロに迅速・的確に対応するための体制の強化に向けた取組を進めるなどサイバー空間の安全確保に向け、サイバー犯罪、サイバーテロ対策を推進することとした。</p> <p>サイバー犯罪、サイバーテロ対策を推進するための経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホットライン業務の外部委託 平成23年度概算要求：139百万円 (23年度予算：139百万円 [22年度予算：155百万円]) ・ デジタルフォレンジック用資機材の増強等 平成23年度概算要求：88百万円 (23年度予算：43百万円 [22年度当初予算：77百万円、22年度補正予算(第1号)：44百万円]) <p>平成23年度において、サイバー犯罪の取締りを強化し、IT社会における国民の安全・安心を確保するための新たな捜査体制の構築のための地方警察官を増員した。</p> <p>平成23年度において、サイバー犯罪の取締りを強化するための職員を増員した。</p> <p>平成23年度において、サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関連情報の収集・分析体制強化のための職員を増員した。</p> <p>平成23年度において、ファイル共有ソフトに係る取締りへの技術的支援のための職員を増員した。</p> <p>平成23年度において、サイバーテロ対策のための官民共同訓練の実施体制強化のための職員を増員した。</p>
30	警察行政の電子化の推進	<p>【廃止、休止、中止】</p> <p>本政策評価の対象となるオンライン手続については、反復・継続性がなく、利用者がオンライン申請のメリットを享受しにくいこと、また、オンラインの利用に当たっての電子証明書等の事前準備が利用者の負担となっていることなどから、利用率は極めて低調であった。オンライン利用の促進に努めたものの、このような理由から、利用率の大幅な向上は見込めない状況にあり、行政刷新会議の事業仕分けにおいて政府全体の電子申請を見直すべきとの指摘があったこと及び政府の電子政府評価委員会からなされた警察庁へのオンライン手続に対する評価(「疑わしい取引に関する届出」以外のオンライン手続(注)については21年度末をもって停止すべきであるとの評価)を踏まえて、見直しの検討を進めた結果、平成22年2月末をもって、オンライン手続を停止した。</p> <p>注：「疑わしい取引に関する届出」のオンライン手続は本政策評価の対象外である。</p>

表4 - 4 総合評価方式により事後評価した政策

	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	警察改革の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p>評価結果を踏まえ、平成22年9月、各都道府県警察の長等に対し通達「警察改革」に盛り込まれた各施策の定着化・深化について」を发出して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県警察における警察改革への取組みの検証 ・警察庁と都道府県警察との連携等による各施策の着実な実施 ・警察改革の精神を浸透させるための継続的な取組み ・各施策の実施状況の適宜適切な公安委員会に対する報告 <p>を指示した。</p> <p>「警察改革」に盛り込まれた各施策の定着化・深化」や「治安水準の更なる向上」のため、平成23年度においても、各施策で必要な予算・機構・定員を要求・措置した。</p>

表4 - 5 事業評価方式により事後評価した政策（規制）

	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手續	<p>【引き続き推進】</p> <p>評価の結果、本政策は有効であるとの結論を得たことから、本政策を引き続き維持することとした。</p>
2	登録講習機関の登録の有効期間を3年とする	<p>【引き続き推進】</p> <p>評価の結果、本政策は有効であるとの結論を得たことから、本政策を引き続き維持することとした。</p>

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 2 地域警察官による街頭活動の強化 3 少年非行の防止 4 犯罪等からの少年の保護 5 良好な生活環境の保持 6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保 7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪に係る捜査の強化 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 4 振り込め詐欺(恐喝)等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進 6 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団の存立基盤の弱体化 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化 4 来日外国人犯罪対策の強化 5 犯罪収益対策の推進
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 高齢運転者による交通事故の防止 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 5 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等の予防鎮圧 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 警備犯罪取締りの的確な実施 4 国内外における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止
8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上	1 警察行政の電子化の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ(http://www.npa.go.jp/yosan/kaikai/h22_seisaku_yosan.pdf)参照